

# 組合員のみなさまへの大切なお知らせ

～当組合の手続きが令和6年12月2日より一部変わります！～

保険証廃止に伴い、申請書の様式や添付書類が下記のとおり変わります。

新様式は11月下旬より当組合ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードできない場合は当組合へご連絡ください。

## 資格取得に係る手続き

### ①資格取得届に関する変更点

◆加入の際、「マイナ保険証の登録の有無」を申請書にご記入ください。

加入希望者は、健康保険証の利用登録が済んでいるかどうか、マイナポータル等で予め確認してください。誤りがあると手続きが遅延します。正確な情報をご記入ください。

◆「以前に加入の保険」の確認書類

(i) 喪失証明書

(ii) 資格情報のお知らせのコピー

(iii) 資格確認書のコピー

} のいずれかを添付してください。

※ **保険証廃止後1年間は(ii)(iii)をお持ちでない方もいらっしゃいます。**

**その場合は、従来どおり「喪失証明書」もしくは「保険証のコピー」を添付してください。**

### ②「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の発行について

◆従来の保険証に代わり、マイナ保険証を所持する方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を所持しない方には「資格確認書」を送付いたします。

健康保険適用除外申請を同時にされる方は、従来どおり適用除外承認証のコピーが当組合に到着次第、送付いたします。

◆マイナ保険証を所持する方に資格確認書を交付することはできません。

◆「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」を発行する際、どちらの書類の発行対象者であるのかを判別するため、従来よりも発行までに日数を要します。

◆「個人番号」の記載に誤りがあると、資格確認書等の発行に大幅な遅延が生じます。また、個人番号の流出につながる恐れもありますので、提出前に今一度ご確認ください。

## 愛知県医師国民健康保険組合

〒455-0031 愛知県名古屋市港区千鳥1丁目13-22

公益社団法人 愛知県医師会仮事務所 2階

TEL：052-228-3151

## 資格喪失に係る手続き

### ③資格喪失届に関する変更点

#### ◆交付書類の返納

「資格情報のお知らせ（紙・A4 サイズ）」については、返納いただく必要はありませんので、ご自身で破棄してください。

「資格確認書（橙色、プラスチック製・カード型）」については、従来の保険証と同様に資格喪失時に当組合へ返納してください。

※ **保険証廃止後1年間は、従来の保険証（藤色、プラスチック製・カード型）をお持ちの方が大半です。当組合の保険証をお持ちの方が資格喪失する際は保険証（原本）を返納してください。**

#### ◆「資格喪失事由」が「国民健康保険 あるいは 社会保険加入」の場合の確認書類

(i) 資格情報のお知らせのコピー } のいずれかを添付してください。  
(ii) 資格確認書のコピー

※ **加入日が保険証廃止より前の場合は、従来どおり「新しい保険証のコピー」を添付してください。**

※ マイナポータル等で加入先保険の資格情報を確認できますが、マイナンバーカードそのものは確認書類になりません。マイナンバーカードのコピーや原本を当組合へ送らないようお願いいたします。

## その他の手続き

### ④変更届、116条該当届、再交付申請書に関する変更点

◆「資格情報のお知らせ（紙・A4 サイズ）」については、返納いただく必要はありませんので、ご自身で破棄してください。

「資格確認書（橙色、プラスチック製・カード型）」については、従来の保険証と同様に届出時に当組合へ返納してください。

※ **保険証廃止後1年間は、従来の保険証（藤色、プラスチック製・カード型）をお持ちの方が大半です。当組合の保険証をお持ちの方が届出をする際は保険証（原本）を返納してください。**

◆変更後、マイナ保険証の有無に応じて「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」のいずれかを交付します。どちらの書類の発行対象者であるのかを判別するため、従来よりも発行までに日数を要します。

◆氏名・住所等の変更があった際、当組合への届出がないとマイナ保険証の情報も更新されませんのでご注意ください。

## マイナ保険証をご利用中の方へ

◆令和6年12月2日で従来の保険証は廃止されますが、令和6年12月1日までに発行された保険証は、経過措置により最長1年間（令和7年12月1日まで）ご利用いただけます。従来の保険証（藤色、プラスチック製・カード型）をお持ちの方は、変更や紛失等がない限り、有効期限を迎えるまでは絶対に破棄しないでください。

◆マイナンバーカード及びその電子証明書の有効期限切れ、またマイナ保険証の利用登録解除に伴う資格確認書の発行は、国からの情報に基づき、当組合が行いますので資格確認書交付申請書の提出は不要です。